

【参考】
表の凡方

財政状況等一覧表（平成18年度）

これはモデル的な記載方法を示したものであり、団体によって記載方法に多少の違いがあることを御了承ください。

(百万円)

団体名 ○○市

標準財政規模 (A)	臨時財政対策債発行可能額 (B)	合計 (A)+(B)	追加
4,000	200	4,200	

1 一般会計及び特別会計の財政状況（主として普通会計に係るもの）(百万円)

	歳入	歳出	形式収支	実質収支	地方債現在高	他会計からの繰入金	備考
一般会計	1,000	900	100	80	3,000	0	基金から40百万円繰入
土地取得特別会計	50	40	10	10	0	20	
奨学金貸与特別会計	40	30	10	10	0	0	
普通会計	1,060	950	110	90	3,000	0	基金から40百万円繰入

決算統計で普通会計に属する会計の決算書上の数値

普通会計内の各会計間のお金の出し入れは、決算統計上、重複計上されないよう調整されるので、「上の3行の合計」=「下の1行」になるとは限らない。

決算統計の数値と実合

2 1以外の特別会計の財政状況（公営企業を含む公営事業会計に係るもの）(百万円)

追加

	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	<法適用以外> 形式収支	純損益 (実質収支)	企業債(地方債)現在高	他会計からの繰入金	<法適用企業> 経常収支比率	<法適用企業> 不良債務	<法適用企業> 累積欠損金	備考
病院事業会計	500	480	-	△70	700	80	80.0	10	20	法適用企業
水道事業会計	700	600	-	-	500	20	95.0	-	5	法適用企業
下水道事業会計 (歳入)	650	(歳出) 700	15	(実質収支) 0	800	150	-	-	-	
宿泊施設事業会計	270	280	20	20	100	30	-	-	-	
国民健康保険事業会計	200	180	20	10	-	20	-	-	-	
老人保健医療事業関係	100	90	10	5	-	10	-	-	-	
介護保険事業会計	300	270	30	15	-	30	-	-	-	

公営企業決算統計の数値

公営企業法非適用事業。公営企業決算統計の数値

国保、老保、介保については、決算書の数値

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業である。
2. 法適用企業に係るもの以外のものについては、「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「実質収支」を表示している。
3. 不良債務及び累積欠損金は、正数で表示している。

「歳入」-「歳出」=「形式収支」になるとは限らない。間に繰入金など、いくつかの要素が入るため。

追加

3 関係する一部事務組合等の財政状況

(百万円, %)

	歳入 (総収益)	歳出 (総費用)	<法適用以外> 形式収支	実質収支 (純損益)	地方債(企業債)現在高	当該団体の負担金割合	<法適用企業> 経常収支比率	<法適用企業> 不良債務	<法適用企業> 累積欠損金	備考
□□事務組合	900	860	40	30	600	35.8	-	-	-	
××事務組合	500	440	60	55	500	14.8	-	-	-	
うち一般会計	350	290	60	35	300		-	-	-	
うち○△会計	150	150	-	20	200		87.5	-	10	法適用企業繰入金100百万

加入する全一部事務組合について記載。「当該団体の負担金割合」以外の各数値は、各一部事務組合の決算数値そのものであり、各市町村の負担割合で按分したのではない。

経常収益か否かにかかわらず、当該団体が交付したすべての補助金(負担金・交付金含む)を合算する。

4 第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(百万円)

	経常損益	資本又は正味財産	当該団体からの出資金	当該団体からの補助金	当該団体からの貸付金	当該団体からの債務保証に係る債務残高	当該団体からの損失補償に係る債務残高	備考
◎◎公社	△500	10,000	1,000	300	0	800	0	
◇◇財団	△200	10,000	3,000	0	0	0	0	
●●株式会社	1,000	20,000	5,000	100	500	0	0	

(注) 損益計算書を作成していない民法法人は「経常損益」の欄に当期正味財産増減額を記入している。

①当該市町村からの出資比率が全体の25%以上
②当該市町村から補助金を出している

5 財政指数

財政力指数	0.45	実質収支比率	3.5
実質公債費比率	16.4	経常収支比率	90.3

①、②のいずれか(又は両方)に該当する第三セクター等を原則として掲載対象としている。

(注) 実質公債費比率は、平成19年度の起債協議等手続きにおいて用いる平成16年度から平成18年度の3カ年平均である。